

外部評価委員会 報告書

令和7年10月

高松大学・高松短期大学外部評価委員会

はじめに

高松大学・高松短期大学では、中期目標・中期計画（令和元年度から令和6年度）を策定し、それに基づいて毎年度策定した事業計画に対する実施結果について、自己点検・評価を実施しています。

さらに、令和2年度からは、大学運営について、教育研究活動等の一層の改善・向上を図ることを目的とし、より客観的な視点を取り入れた評価である外部評価を実施しているところです。

このたび、外部評価委員会では、令和6年度の事業実施状況について、貴学が実施した自己点検・評価の客観性や妥当性を評価するとともに、運営改善に資する意見や提言等を行いました。

評価は、令和6年度の取り組みにかかる法人の概要や事業の概要、学生の就職活動や自己点検・評価の結果概要について説明を受け、意見交換等を経て実施いたしました。

なお、評価は、外部評価委員のそれぞれ独自の視点で分析・評価を行ったものであり、本報告書においては、各委員の意見を尊重し、そのまま記述しています。

本報告書が、貴学の教育研究活動等の一層の改善・向上の一助となり、貴学が地域に根差した大学として、今後ますます発展されますことを委員一同祈念しております。

令和7年10月15日

高松大学・高松短期大学外部評価委員会
委員長 淀谷 圭三郎

1. 意見概要

（1）総括評価

貴学が作成した「自己点検・評価結果（個別評価）」及びそれに関連する資料並びに令和7年8月28日開催の外部評価委員会における貴学からの説明及び質疑を基に外部評価を実施した結果、貴学が実施した自己点検・評価については、評価項目の設定、評価の内容、評価方法とともに適正に実施されていたものと認められる。

なお、評価委員の中には、これまでとは離れた視点で自己点検・評価を行ってはどうかとの意見もあった。

以下、個別の事項について、評価できる点や改善を要する点等を記述する。

（2）評価できる点

【全般】

○全12項目のうち、「理念・目的」は3.8点、「教育研究組織」は4.0点、「学生の受入れ」3.8点、「財務」4.0点、「その他」4.0点であり、全体評価は、3.6点となっている。8月28日の外部評価委員会における説明では、全体評価のうち、

IVは大幅に増加しているとのことであり、総合的かつ一体的な取組みが進められている。

○社会情勢の変化等も踏まえる中で、ビジョンや理念の共有化、ブランディング化への精力的な取組みに加え、学生確保や受入れに当たっての特色化など、全体として学生中心の教育実践に向けて力を注いでいる。また、安定的な財務基盤の確立に向けた努力とともに、学生への修学支援にも取り組んでいる。

【教育研究組織】

○これからの中大に必要とされる人材輩出校としてDX人材の育成など授業にも力を入れていることについて評価できる。
○少子化の中で、次世代を育成する教員・保育士を目指す学生に対し時代に応じた学びの機会提供ができていることは高く評価できる。

【教育課程・学修成果】

○入学前教育を各学部で実施しているが、入学への意識と入学後の関心、不安の払拭など、入学前後のスムーズな適応にも効果がある。

【地域連携・地域貢献】

○地域連携において、業種・ジャンルを問わず様々な機関と連携し、期待されているところは、地域の大学として貴重なポジションである。特に、地域の中小企業等から、優秀な人材を輩出する大学として期待されるからこそこの連携事業が多く行われていることは評価できる。また、地域の行事の担い手としても貴学の学生が期待されていることも評価できる。
○県内企業への就職率の高さは、県内大学の中でも地域への貢献度が一番高いのではないかと思う。
○これからの中大は、各企業、団体、教育機関ともに地域との連携が強く求められている。この観点から眺めると、非常に多くの組織と連携協定が結ばれており、また、地域連携活動も多く見られ、成果が着実に出ていると評価したいと思う。
○地域連携、地域貢献では、毎年のごとく、多くの活動が目立つ。貴学の伝統にまで至った各般に亘る活動は市民の目に留まるものが多い。

【大学運営】

○令和7年度から令和12年度に至る中期計画が策定されたことは、貴学の建学の精神や教育理念の達成度を測るためにも必須のことであり、常にその進捗状況をチェックすることで、貴学の発展を確認することができ、財務に関する評価も加えることで、より確実なものになるものと思われる。

(3) 改善を要する点

【全般】

- 全12項目のうち、特に目立ったのは、「教育課程・学修成果」の3.2点、「教育研究等環境」の3.3点である。

【教育課程・学修成果】

- 新コース開設のための準備に着手したものの、多様な学習内容の提供、他大学との学生交流などについて、他律的な要因もあるが、Iの評価も見られる。この点は、なお努力いただきたい。

【学生の受け入れ】

- 少子化の中で入学生獲得に向け努力されていることは見受けられるが、地域で保育・教育に関わる人材不足が課題となっている中において、大学の発達科学部、短大の保育学科で定員割れしていることについて、人材育成に携わる仕事の魅力と大学での学びの魅力を高校に向けてさらに伝え、受験生獲得を強化されることを望む。
- 少子化の中、考えられる様々な手法を駆使し、教職員共々努力していることは理解できる。一方、コロナ禍のような疫病のパンデミックの後には、ニューノーマルとも言える新しい世界や経済の現出が在ったことも知られる。変革の時代と言われる昨今、AIなどの新技術の話題は事欠かない。受験生に対する周知において、これらの技術を駆使することで、貴学の魅力を伝えることも時代の趨勢ではないか。

【教員・教員組織】

- 教員の年齢が若干高いように思われる。若手教員の育成を意識し、教員の年齢構成をバランスよく配置できるようになるとよいと思う。
- 教員同士の連携や、より良い学生成育成に向けて忌憚なくディスカッションできる風通しのよい大学運営がさらにできるようになることが望ましいと思う。

【学生支援】

- 海外の他校との交流は学生にとって魅力的な体験であり、是非とも挑戦していただきたい。しかし、学生への負担は大きく、実現が難しい。今後の問題として、引き続き対応策を議論してほしい。

【教育研究等環境】

- 外部資金の獲得が低調という状況にあり、積極的な申請に努める必要がある。また、そのような環境になる工夫も講じられたい。

【地域連携・地域貢献】

- 大学の経営環境が厳しさを増す中で、特徴的な学部を持つ貴学の強みを、地域社会としての教育環境の強みとするために、各方面との連携強化が期待される。改めて、貴学の歩みを地域社会に訴求することに加え、若者の地元定着の観点からの貢献状況なども訴える必要がある。
- 地域連携に非常に熱心に取り組まれている一方で、定員割れしている学部・学科もあり、地元の高校生に知ってもらい、選ばれる大学運営を目指してほしい。地域活動（特に地域のイベントや祭り等への協力）において、高校生も参加している地域行事に参加する場合は、貴学の学生が、地域の人だけでなく、参加している高校生と積極的にかかわりを持ち、大学の魅力を伝えるよう働きかけることで、さらに高校生に選ばれる大学になるのではないかと思う。地域活動の機会を受験生獲得にもつなげたらどうかと思う。
- 地域連携や連携活動を通して、地域の抱える課題や連携協定の問題点について深く掘り下げられているように見えない。大学は研究機関であり、地域連携で得たネットワークの中で、地域の課題を抽出し、その解決方法を探究するという、大学の研究機関としての取り組みが弱いように思える。

（4）その他

- 就職率が高く、特に、大学の発達科学部や短大の保育学科など、子どもの分野での就職は非常にありがたいと思っている。
- 地域連携において、地域からの学生の評判もとてもよく、ありがたいと思っているが、先生方の負担が多くはないか。大学の発達科学部に子どもビジネスコースができたことから、学生が起業し、ボランティアではなく、サービス提供のパッケージ（有料）を考えるのも勉強になるのではないか。
- コロナ禍で停まっていた海外事業が今まさに復活している。スポーツや音楽など、若者の盛り上がりはすばらしいので、費用面を含めてサポートし、学生同士の交流を大切にしていただきたい。

2. 参考資料

高松大学・高松短期大学外部評価委員会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
中橋 恵美子 委員	認定N P O法人わははネット 理事長
古川 康造 委員	高松丸亀町商店街振興組合 理事長
三矢 昌洋 委員	公益社団法人香川県観光協会 会長
◎ 淀谷 圭三郎 委員	香川県教育委員会 教育長

※ ◎は委員長

高松大学・高松短期大学外部評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松大学・高松短期大学内部質保証推進規程第2条第4項の規定に基づき、高松大学・高松短期大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

- 2 委員は、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から学長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(外部評価の実施)

第4条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の客観性及び妥当性について評価を行い、教育研究活動等の優れた点及び改善を要する事項等について意見を付して学長に報告するものとする。

2 学長は、委員会から報告を受けたときは、速やかに高松大学・高松短期大学内部質保証推進委員会に報告するものとする。

(事務)

第5条 委員会の事務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。